

令和7年8月29日

関係者各位

徳島県知事指定検査機関  
公益社団法人 徳島県環境技術センター

## 法定検査料金の改定のお知らせ

平素より、水環境の保全及び公衆衛生の向上のため、浄化槽の適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当センターでは現行の法定検査の料金体系を維持するため、経費削減や業務改善に取り組んで参りましたが、急激な物価高騰及び労務費の上昇により、やむなく法定検査料金の改定を行うこととなりました。このことについて、皆様におかれましては、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、処理対象人員 10 人以下の 11 条検査料金については、法定検査の自動継続、口座引落、書類の電子化など、下記の【条件】を全て満たした場合には現行料金に据え置く措置を行うこととなりましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 法定検査料金について

以下のとおり、令和7年10月1日の法定検査実施分から法定検査料金が改定されます。なお、届出時に前納する7条検査料金及び11条検査料金については、令和7年10月1日以降の届出受付分から改定料金が適用されます。

処理対象人員 (人槽)	7条検査料金(単位:円)		11条検査料金(単位:円)	
	現行料金	改定料金	現行料金	改定料金
10人以下	9,000	→ 12,000	5,000	→ 6,000
11人～20人	11,000	→ 16,000	7,000	→ 8,000
21人～50人	11,000	→ 18,000	8,000	→ 9,000
51人～500人	15,000	→ 27,000	12,000	→ 15,000
501人以上	20,000	→ 39,000	17,000	→ 21,000

徳島県報告示(令和7年8月29日付)

#### 2. 法定検査料金の据え置き措置について

下記の【条件】を全て満たした場合は、処理対象人員 10 人以下の 11 条検査料金に限り、現行料金に据え置く措置を行います。詳しくは、右記の二次元コードからご確認・お申込みください。

##### 【法定検査料金の据え置き条件】

- (1) 維持管理一括契約または継続申込を行っていること
- (2) 口座引落により検査料金を支払うこと
- (3) メールアドレスをご登録いただき、法定検査案内及び検査結果書等を電子化による方法で受け取ること



##### ※電子メールにより通知をする取り組みの注意事項

- 1) 1つの浄化槽につき、法定検査案内を1通、検査結果書等を1通の計2通のメール送信となります。複数の浄化槽の法定検査案内、検査結果書等を1つのメールにまとめることはできません。
- 2) 法定検査案内と検査結果書等のお届け先は、同一のメールアドレスに限ります。
- 3) 見積書、請求書等の作成には対応していません。
- 4) 口座引落により検査料金を支払っていただくことが条件になります。口座振替の通知は原則として省略させていただきます。

法定検査料金の据え置き措置の  
説明・申込用二次元コード  
(令和7年9月1日から確認可能)

【お問合せ先】 公益社団法人徳島県環境技術センター

TEL 088-636-1234 FAX 088-636-1122